

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(サブドレン他水処理施設の増設)に係る面談
2. 日時：令和5年10月27日(金) 13:30~15:30
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
石井安全審査官、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当4名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(サブドレン他水処理施設の増設)について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

<まとめ資料関係>

- 申請内容について、新設する設備、解体撤去する設備のほか、既存のものを利用する箇所、PE管の接続部について融着接続なのかフランジ接続なのか、その詳細がわかるように整理して示すこと。
- 新たに設置する設備の漏えい防止対策を示すこと。特に、タンクからの漏えい防止対策として設置するインターロック機能の具体的な内容を示すこと。
- 作業対象エリアを整理した上で、適切な被ばく対策が講じられることを示すとともに、作業員の被ばく評価について示すこと。
- 受けタンク移送ポンプ等が、汲み上げたサブドレン、地下水ドレンを33.5m盤に設置する高台集水タンクまで移送できるとする根拠(ポンプの揚程等)を示すこと。
- 耐震クラスの判断において、周辺公衆に対する被ばく評価期間を7日間としている理由を示すこと。
- 配管の一部に使用する可燃性材料の具体的な内容について示すとともに、PE管の具体的な構造を示すこと。また、PE管に係る耐放射線性について、照射線量率や供用期間等を踏まえ、有意な影響は生じないとする考え方を整理して示すこと。
- 運用開始後の運転員操作(バルブ操作等)も複雑と考えることから、措置を講ずべき事項の「II.14.⑦運転員操作に対する設計上の考慮」への具体的な適合状況を整理して示すこと。
- 発生する固体廃棄物について、金属ガラやプラスチック等が具体的にどの設備が解体撤去されることにより発生するものであるか示すこと。
- 受けタンク堰、高台集水タンク堰が保有できる水量を具体的に示すとともに、タン

クの設置基数に対する堰の設置に係る考え方について整理して示すこと。

- 緊急時の避難指示に係る考え方について、ページング用スピーカーによる緊急放送が聞こえるエリアを整理した上で示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（サブドレン他水処理施設の増設）
- サブドレン他水処理施設の増設に関連した、措置を講ずべき事項の該当項目の整理

以上